


第10回（平成28年度 第3回）自転車等施策検討協議会 議事録	
日時	平成29年3月21日（火）10:00～12:00
開催場所	関内中央ビル 10階 大会議室
出席者	委員：委員名簿を参照 事務局：20名    コンサルタント：3名
資料	式次第、委員名簿、説明用資料（資料1～資料4）
<p>1. 開会</p> <p>①開会あいさつ （事務局）</p> <p>※開会あいさつ後、会議の公開、報道機関の傍聴、写真撮影等に関する説明</p> <p>※配布資料について確認</p> <p>※以降の議事進行を議長に引き継ぎ</p> <p>2. 議事</p> <p>①【まもる】施策 ルールブックの公表について （事務局）</p> <p>※資料1を用いて、ルールブックの考え方に関して説明 （岡村会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月目途ということで、協議会の場はこれが最後となります。ご意見などいかがでしょうか。</li> </ul> <p>（サイクルライフナビゲータ絹代委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の方は本編でなくコンパクト版を見る機会が多く、コンパクト版の重要性が高いと考える。</li> <li>・コンパクト版p3「歩道から車道に移動する時のルール」で、「進行妨害」という切り口でなく、「歩道から車道に出る行為」が危険など、自転車利用の目線に変えられないか。</li> <li>・1-3「自転車の追い越し方法」等の手信号の記載で、道路交通法に適合した記載と理解しているが、実際の自転車利用者が出す手信号と異なる部分もある。法に適合する範囲で、実際に出している手信号の表現に合わせると良い。（追い抜き後、左手で合図する。停止時は手のひらを後ろに見せる等）</li> <li>・「自転車の追い越し方法」の記述は、「追い越し後に衝突する危険性」より、「直前に入ると危険」という視点の表現が、意味が伝わりやすいと考える。</li> <li>・コンパクト版p10のT字路通行方向について、歩道では信号で停止する必要なし、という表現は歩道に誘導しているように見える。車道を走る以上は車両と同じように、などの表現が適切ではないか。</li> <li>・コンパクト版p12以降について、強調部分が埋もれてしまう文字色のため、色を調整する方がよい。</li> <li>・コンパクト版では副題の2行が重要な意味を持つ。より具体的に、なぜルールが必要か、何が禁止なのか、より分かりやすく工夫することが必要。</li> <li>・3-6 ライト点灯義務は、多くのママチャリユーザーは、ライトをつける＝自分の存在を相手に伝える行為、ということの意識を持たない。ライトをつけることで存在を伝えられることを強調すべき。</li> <li>・コンパクト版p16、本編p45に子ども乗せ自転車に関する記載があるが、ベルトを着用せず危険な状態で子どもを乗せている保護者が散見される。ベルトの着用を強調する記述が必要。</li> <li>・自転車整備ルールに関する記述で、整備不良の自転車利用の「法律違反」を強調するより、「自分が危険」であるというメッセージを強調すべき。</li> <li>・副題の2行が重要であることを再認識した。集中力を持って読まない人に適切に見せる工夫が必要。</li> <li>・ルールブックを使ってどのように伝えていくか、という部分が重要であるとともに、道路などの現地でルールブックを読んでいた人でも、一目で乗り方が分かるような見える化が重要である。</li> </ul> <p>（神奈川県自転車商協同組合 鈴木委員）</p>	

- ・コンパクト版4-2のベルトの話に関連し、4-3ヘルメットの部分も顎ひも等の記載も重要である。
- ・4-5整備に関して、一般の人は自転車が整備不良であるかどうか判断できないことがある。異常を感じた時に、専門店での点検することの重要性を記載すると良いのではないか。
- ・ルールブックの配布に関して、自転車商協同組合にも提供をお願いしたい。ルールを伝達する意識のある自転車店も増えており、連携できる部分があると考えます。

(絹代委員)

- ・後方へのライトの件で、後方は反射板でよいことになっているが、できるだけ赤色ライトを進めるようなアドバイスの記載を検討する方が良い。

(事務局)

- ・可能な限り、ご意見に沿った内容に修正していきたい。ルールブックの配布に関して、自転車商協同組合への配布も含め、連携した啓発を進めていきたい。
- ・ルールが見える化について、「まもる」と「はしる」、また「とめる」も含めて、連動して自転車施策を進めていきたいと考えている。

(岡村会長)

- ・ルールブックでは、歩道や路側帯等がある場所の記載が中心であるが、実際の交通安全教育の場面では、歩道、路側帯等がない場所が多い。住宅地内の細街路等の歩行者との接触など、いわゆるヒヤリハット、危険予知、という部分の記載が少ないと考える。
- ・指導時の配慮点という部分かもしれないが、歩道等が無い道路で左側端を通行する場合、沿道からの歩行者の飛び出し、右左折後の出会頭などの危険の周知も示していくと良い。
- ・副題2行のメッセージが重要等の指摘もあるが、その他、修正等はいつまで対応できるのか。

(事務局)

- ・今月末までであれば、対応できる部分は対応していきたいと考える。

(岡村会長)

- ・今月末までに、内容に関して意見がある方は、事務局に連絡していただく。

## ②【はしる】施策「自転車通行環境整備指針」および「実行計画」について

(事務局)

※資料2を用いて、【はしる】施策の進捗状況に関して説明

(岡村会長)

- ・ありがとうございます。ご意見、その他ありましたらお願いします。

(絹代委員)

- ・自転車通行環境整備指針の中の整備目標で「平成37年まで」との表現があるが、戸塚と鶴見のモデル地区のことか、市内全域での策定を目指す、ということか、どのようなイメージか。

(事務局)

- ・戸塚、鶴見のモデル地区の状況を踏まえ、他の重点エリアを抽出したいと考える。平成37年は総合計画の目標と合わせたもので、この時点で完成、というような明確なものではない。

(絹代委員)

- ・重点エリアというのは、どのくらいの量を想定しているのか。

(事務局)

- ・現在のところ、地区数の目標は定めていない。戸塚、鶴見での整備を進め、課題を整理しながら抽出していく予定としている。

(絹代委員)

- ・平成37年是一个の区切りであるが、市内全域整備ではなく、状況に合わせて、という認識で良いか。
- ・自転車道の整備に関して、双方向通行の記載もあるが、原則一方通行という認識で良いか。双方向通行は交差点処理の問題や幅員確保の面等から、現実的ではない。

(事務局)

- ・整備フローは国のガイドラインに準拠している。双方向通行に関して、上下線それぞれに一方通行整備ができない場合も可能性としてはあり、このような場合に暫定形として整備の余地を残している。

(絹代委員)

- ・看板の例が記載されているが、外国人の来街も多い町であるため、日本語の理解度に関わらず理解できる情報であるべき。
- ・看板の設置位置について、自転車で走行した際に見える場所に表示することが重要。
- ・矢羽根誘導サインについて、自動車ドライバーに対しての周知も併せて展開することが重要。
- ・雨水桝蓋の改善については、非常に良いことと考える。
- ・信号待ちなど、交差点内が最も危険なため、交差点内のナビラインの設置や、退避場所の確保に取り組んでいただきたい。

(事務局)

- ・看板等について、色々な制約下での表示を検討する形となるが、分かりやすさを重視した取組を進めたいと考える。

((一財)横浜市交通安全協会 木村委員)

- ・資料2の策定の目的2行目の文章表現をより分かりやすくする。

(岡村会長)

- ・今後も検討する場面があると思いますので、しっかり議論していくということをお願いします。
- ・それでは資料3「とめる」に関して、説明をお願いします。

### ③【とめる】施策 「駐輪対策の基本的な方向性」と「駐輪対策方針」について

(事務局)

※資料3を用いて、【とめる】施策の進捗状況に関して説明

(岡村会長)

- ・「駅」と表現している中に、駅そのものの場合と、駅周辺地区の場合がある。周辺店舗の放置が多い場合、「駅」と表現されると鉄道事業者の領分でない部分の責任もあるように見えてしまう。
- ・外部に出ていく部分では、表現について「駅」と「駅周辺」を使い分けることが妥当ではないか。

(絹代委員)

- ・小規模店舗等が集まる商店街や保育園の周りなど、附置義務化が難しい場所に自転車が集まってしまふ。このような場所にも設置等を訴えかける方法も併せて検討すべき。
- ・自転車活用推進法案が通り、自転車利用が増えた際に、駐輪場のある大規模店舗に自転車が行ってしまふのは商店街等にとっても良くないことであり、連携を取る方法を検討すべき。
- ・新横浜駅のホテル横の道路に急激に放置自転車が増える等の状況が見られる。資料では約700台の駐輪場の余剰があるとされるが、駐輪場の空きと放置自転車をマッチングするうまい方法がないか、検討が必要。

(事務局)

- ・駐輪場の空き情報とのマッチングに関して、来年度より「いかす」の情報提供の一環として検討していきたいと考えている。
- ・伊勢佐木モール商店街等の放置自転車に対して、行政側での対策も必要と考えるが、原則は商店街、店舗側の確保が基本である。新たな動きとして、地域が道路占有をして、民設民営駐輪場を設置する案件が進んでおり、このような支援のあり方も含めて検討を進めたい。

(神奈川県警察本部交通規制課 角田委員)

- ・地域による路上駐輪場の設置等に関しては、計画段階から道路管理者にも事前相談をしてほしい。

(事務局)

- ・所轄の方と相談をさせていただきながら進めていきたい。

(木村委員)

- ・視点②に「詳細は次頁の一覧表を参照」とあるが、表は記載されていないため訂正すると良い。

(事務局)

- ・記載ミスであるため、訂正する。

(木村委員)

- ・関内駅周辺では一時利用駐輪場は空きがあるが、モール内の広い歩道に駐輪できてしまう状況のため、短時間無料等でも誘導しづらい現状がある。その点も考慮し、検討を進めてほしい。

(岡村会長)

- ・他、いかがでしょうか。よろしいですか。

#### ④平成 29 年度のスケジュールについて

(事務局)

※次回開催時期について説明

#### ⑤事務連絡について

(事務局)

※市職員による海外研修に関する報告

(事務局)

- ・市職員による自転車先進国の視察の報告をさせていただいた。状況が異なる部分もあるが、本市の施策に反映していきたいと考えている。

(絹代委員)

- ・オランダやデンマーク等先進諸国では、小学校からの充実した交通安全教育等の土台の上に成り立っている。横浜市でも、教育のカリキュラムの中に組み込んでいくなど、ルールブックを活用した教育の形を作っていくことが重要と感じた。
- ・先進諸国では、クルマを減らして自転車を増やすことで住みやすい街を作る思想がある。自転車活用推進法案が通り、日本でも同じ思想を持ち、スピードアップしながら整備を進め、市民が住みやすい街の実現に繋がると良い。

(事務局)

- ・どうもありがとうございました。これもちまして、第 10 回の施策検討協議会、閉会させていただきます。

以上